

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱

制定 令和7年3月31日区長決定要綱第99号

改正 令和7年8月11日区長決定要綱第195号

(目的)

第1条 この要綱は、特定子ども・子育て支援施設等のうち私立幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの保護者、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者または幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部もしくは国立大学附属幼稚園に在籍する子どもの保護者に対して、施設等利用給付を支給することおよび園児保護者負担軽減補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第30条の11第1項に定める施設・事業をいう。
- (2) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園のうち、国、都道府県、区市町村以外の者が設置する幼稚園（私立の特定教育・保育教育施設を除く。）および特別支援学校の幼稚部をいう。
- (3) 私立の特定教育・保育施設 支援法第27条第1項に定める施設のうち国、都道府県および区市町村以外の者が設置する施設をいう。
- (4) 私立幼稚園等 第2号および前号に規定する施設を総称していう。
- (5) 幼稚園類似の幼児施設 東京都知事が認定する幼稚園に類似した施設をいう。
- (6) 小学校就学前子ども 支援法第30条の4第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもとして支援法第30条の5に定める認定を受けた子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）または支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして支援法第20条第3項に定める認定を受けた子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）をいう。
- (7) 子ども 当該年度の4月1日以後において、品川区の住民基本台帳に記載されている0歳児から5歳児まで（学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予または免除された保護者の子どもを含む。）をいう。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者その他区長が認める者については、公的機関が発行する居住を証する証書等の確認をもって、住民基本台帳に記載されているものとみなす。
- (8) 保護者 子どもと同一の世帯に属する者または子どもが入所している養護施設の長

であって、当該子どもを私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園に入園させ、入園料、保育料および預かり保育料を納入する義務を負っている者をいう。

- (9) 保育料 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園において園則に保育料と定めがあるものをいう。
- (10) 入園料 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園において園則に入園料と定めがあるものまたは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項の規定により徴収するものであって、園則等に入園料と定めがあるものをいう。
- (11) その他納付金 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設において園則に定められている納付金のうち、保護者が毎年度徴収されるものをいう。ただし、一部の子どもを対象とするものおよび実費負担に当たるものは除く。
- (12) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額であり、園則に定められているもののうち、保護者が毎年度徴収されるものをいう。ただし、一部の子どもを対象とするものおよび実費負担に当たるものは除く。
- (13) 預かり保育 私立幼稚園等、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園が教育課程に係る教育時間外に実施する預かり保育または保護者が預かり保育を希望する子どもに対し実施する預かり保育事業をいう。
- (14) 幼稚園型一時預かり事業 前号に定める預かり保育のうち「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき、区市町村が実施または助成する幼稚園型一時預かり事業をいう。
- (15) 幼稚園型Ⅱ 前号に定める幼稚園型一時預かり事業のうち、私立幼稚園において、当分の間の措置として、保育を必要とする0歳児から2歳児までの受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業をいう。
- (16) ひとり親世帯等 保護者または保護者と同一の世帯に属するものが次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(17) 保護者と生計を一にする兄・姉 保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者またはその配偶者の直系卑属（アおよびイを除く。）

（給付および補助の種類と対象者）

第3条 この要綱に基づく給付および補助金の種類と対象者は次のとおりとする。

(1) 施設等利用給付 施設等利用給付認定子どもが私立幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園に在籍していた期間（当該子どもが住民基本台帳に記載されていた期間に限る。）について、支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を受け、当該園等に保育料、入園料および預かり保育料を支払った保護者に対して、月を単位に支給する。ただし、月の途中において、給付の対象期間が開始し、または終了する場合は、日割計算により算定し支給する。なお、当該園を利用していない期間中は、保育料が発生している場合であっても補助の対象期間外とする。

(2) 保護者補助金 当該年度において、子どもが私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設に在籍していた期間（当該子どもが住民基本台帳に記載されていた期間に限る。）について、当該園等に保育料およびその他納付金（以下「保育料等」という。）を支払った保護者に対して、月を単位に交付する。ただし、月の途中において、給付の対象期間が開始し、または終了する場合は、日割計算により算定し交付する。なお、当該園を利用していない期間中は、保育料等が発生している場合であっても補助の対象期間外とする。

(3) 入園料補助金 当該年度において、子どもが私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園に入園し、当該園等に入園料を支払った保護者に対して、子ども1人につき1回に限り交付する。ただし、他の地方公共団体が行う同種の補助金を受けている場合は、交付の対象外とする。

(4) 預かり保育料補助金 当該年度において、子どもが私立幼稚園等に在籍または利用していた期間において、預かり保育または幼稚園型一時預かり事業を利用した場合に、次のいずれかに該当する保育の必要性がある子どもについて、預かり保育または幼稚園型一時預かり事業の利用に要した費用を支払った保護者に対して交付する。ただし、月の途中において、給付の対象期間が開始し、または終了する場合は、日割計算により算定し交付する。

ア 満3歳児のうち、区市町村民税課税世帯の子ども

イ 幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園に受け入れられている0歳児から2歳児まで（3歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。）の子ども

(5) 特定負担額補助金 当該年度において、教育・保育給付認定子どもが私立の特定教育・保育施設に在籍していた期間（当該子どもが住民基本台帳に記載されていたまたは区長が特に認めた期間に限る。）について、当該園等が設定している保護者に請求する特定負担額の全部または一部を支払った保護者に対して、月を単位に交付する。ただし、月の途中において、給付の対象期間が開始し、または終了する場合は、日割計算により算定し交付する。なお、当該園を利用していない期間中は、特定負担額が発生している場合でも補助の対象期間外とする。

（給付および補助の額）

第4条 給付および補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設等利用給付および保護者補助金 別表の1に定める額

(2) 入園料補助金 別表の2に定める額

(3) 預かり保育料補助金 別表の3に定める額

(4) 特定負担額補助金 別表の4に定める額

（申請等手続き）

第5条 施設等利用給付の支給および補助金の交付を受けようとする保護者は、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付請求書および園児保護者負担軽減補助金交付申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）に当該年度および前年度の子どもの属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類を、当該年度の3月31日（この日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日。以下「提出期限」という。）までに区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により提出期限までに提出できない場合は、その限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、施設等利用給付の支給を受ける権利の行使は、支援法第73条に定めるとおりとする。

3 第1項の子どもの属する世帯の住民税の課税状況を説明する書類は、区が所有する公簿等で課税状況を確認できるときは、提出を省略することができる。

4 第3条第1号の施設等利用給付の支給を受けようとする保護者のうち支援法第7条第10項第4号および第6号から第8号までに掲げる事業の利用に係る給付を受けようとする場合は、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金請求書」(第2号様式) および特定子ども・子育て支援施設等から交付される「品川区特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」(第3号様式) またはこれに準ずる文書として区長が認めるものの写しを申請書とあわせて提出するものとする。

(給付の支給および補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、施設等利用給付の支給および補助金の交付を決定し、施設等利用給付および保護者補助金については「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および保護者補助金交付決定通知書」(第4号様式) および「品川区私立幼稚園等施設等利用給付(預かり保育)支給決定通知書」(第5号様式) により、入園料補助金については「品川区私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書」(第6号様式) により、預かり保育料補助金については「品川区私立幼稚園等預かり保育料補助金交付決定通知書」(第7号様式) により、特定負担額補助金については「品川区私立幼稚園等特定負担額補助金交付決定通知書」(第8号様式) により、それぞれ保護者に通知するものとする。

(給付の支給および補助金の交付方法)

第7条 区長は、前条の規定により、施設等利用給付の支給および補助金の交付決定をしたときは、その支給および交付について、口座振替の方法により行うものとする。

(代理受領等)

第8条 第6条の規定により施設等利用給付の支給および補助金の交付決定を受けた保護者(以下「補助対象保護者」という。)の子どもが在籍する私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部または国立大学附属幼稚園(以下「在籍園」という。)の設置者は、当該補助対象保護者に代わり代理受領(保護者に支払うべき額の限度において、保護者に代わり、在籍園の設置者が指定した口座へ振り込むことをいう。以下同じ。)の方法による支給を受けようとするときは、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金代理受領申出書」(第9号様式) および代理受領しようとする対象の子どもの氏名および在園期間が分かる書類を添えて、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申出があった場合は、当該内容を審査の上、適当と認めるときは、当該補助対象保護者に支払うべき額の限度において、当該補助対象保護者に代わり在籍園の設置者に補助金を支払うことができる。この場合において、区長は、前条第1項の規定により交付決定を受けた施設等利用給付認定子どもおよび教育・保育給付

認定子どもに係る交付決定額を在籍園の設置者に「品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付決定通知書」(第10号様式)により通知する。

3 前項の規定による通知を受けた在籍園の設置者は、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金請求書」(第10号様式)により区長に請求するものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る給付および補助金の支給において、概算払を行うものとする。

5 在籍園の設置者は、前項に規定する概算払を受けたときは、別に定める日までに「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金実績報告書」(第12号様式)および代理受領の対象となった子どもおよび期間が分かる書類を添えて、区長に提出するものとする。

6 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合は、交付額を確定し、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付額確定通知書」(第13号様式)により在籍園の設置者に通知するものとする。

7 在籍園の設置者は、前項の規定による通知を受け取ったときは、直ちに「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金精算書」(第14号様式)を区長に提出するものとする。

8 区長は、第6項の場合において、概算払に過払が生じたときは、速やかに過払額を品川区会計事務規則第27条に定める納付書により返納させなければならない。

9 区長は、第6項の場合において、概算額が確定額に満たないときは、追加支給および交付を行うものとする。

10 第2項の規定による支払を行った場合には、補助対象保護者に対し施設等利用給付の支給および補助金を交付したものとみなす。

(給付および補助金に関する調査)

第9条 区長は、必要と認めたときは、補助金の交付を受けた保護者または在籍園の設置者に対し、報告を求め、または実態調査を行うものとする。

(交付決定等の取消し等)

第10条 区長は、保護者および在籍園の設置者が偽りその他不正な手段により施設等利用給付の支給および補助金の交付決定を受けたと認めたとき、または施設等利用給付の支給および補助金の交付対象期間に保護者が在籍園に納付した費用より金額が上回ると認めたときは、施設等利用給付の支給および交付決定の全部もしくは一部を取り消すまたは施設等利用給付の支給および交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容をおよび品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金取消・変更通知書通知

書（第15号様式）により、当該交付決定を行った設置者に速やかに通知しなければならない。既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は令和7年9月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前の利用に係る保育料の補助については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1. 施設等利用給付および保護者補助金

(1) 施設等利用給付第1号～第3号認定子ども

支給基準	区分	施設等利用 給付	補助限度額（月額）			補助金合計
			保護者補助金		小計	
			都補助	区補助		
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯および区分②のうちひとり親世帯等	第1子	25,700円	6,200円	8,100円	14,300円	40,000円
	第2子		6,200円	8,100円		
	第3子以降		6,200円	8,100円		
②区市町村民税所得割非課税世帯および区分③のうちひとり親世帯等	第1子		3,200円	11,100円	14,300円	40,000円
	第2子		6,200円	8,100円		
	第3子以降		6,200円	8,100円		
③当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円	40,000円	
	第2子	1,800円	12,500円			
	第3子以降	6,200円	8,100円			
④当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円	40,000円	
	第2子	1,800円	12,500円			
	第3子以降	5,600円	8,700円			
⑤当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円	40,000円	
	第2子	1,800円	12,500円			
	第3子以降	5,000円	9,300円			
⑥当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,301円以上の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円	40,000円	
	第2子	1,800円	12,500円			
	第3子以降	1,800円	12,500円			

注1. 施設等利用給付の補助限度額（月額）において国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は、400円とし、保護者補助金については補助しない。

注2. この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第

6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。)の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

注3. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注4. この表において「第1子」とは、1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の子どもをいう。

注5. この表において「第2子・第3子以降」とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉を有する子どもとする。

注6. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

注7. 当該年度において、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設に在園する子どもの保護者が入園料補助金の交付を受けている場合にあっては、施設等利用給付および保護者補助金を支給するにあたり、支給上限月額が月額の保育料を上回るときは、当該園等に支払った入園料から入園料補助金を減じて得た額を12で除して得た額(子どもが年度の途中で入園または退園する場合にあっては当該幼児が年度の4月1日以後に在籍していた月数で除して得た額)を、施設等利用給付および保護者補助金に加えることができる。

(2) 施設等利用給付第2号認定子ども

区分	補助限度額
施設等利用給付第2号認定子どもにおける支援法第7条第10項第5号に規定する特定子ども・子育て支援	「補助単価(月額)450円」×「預かり保育の利用日数」または「補助単価(月額)11,300円」を比較して低い金額。この場合において、在籍する私立幼稚園等において預かり保育事業の提供が十分でないときは、補助単価(月額)11,300円を限度として、支援法第7条第10項第4号および第6~8号までに規定する特定子ども・子育て支援の利用料に相当する額を補助額に加算できる。

注1. 区長が保育の必要性があると確認した子どもに限る

注2. この表において「預かり保育事業の提供が十分でないとき」とは、私立幼稚園の平日の基本教育時間および預かり保育の提供時間が8時間未満または年間の預かり保育提供が200日未満であるときをいう。

(3) 施設等利用給付第3号認定子ども

区分	補助限度額
施設等利用給付第3号認定子どもにおける支援法第7条第10項第5号に規定する特定子ども・子育て支援	「補助単価(月額)450円」×「預かり保育の利用日数」または「補助単価(月額)16,300円」を比較して低い金額。この場合において、在籍する私立幼稚園等において預かり保育事業の提供が十分でないときは、補助単価(月額)16,300円を限度として、支援法第7条第10項第4号および第6~8号までに規定する特定子ども・子育て支援の利用料に相当する額を補助額に加算できる。

注1. 区長が保育の必要性があると確認した子どもに限る

注2. この表において「預かり保育事業の提供が十分でないとき」とは、私立幼稚園の平日の基本教育時間および預かり保育の提供時間が8時間未満または年間の預かり保育提供が200日未満であるときをいう。

2. 入園料補助金

子ども1人につき、1回限りとし100,000円とする。

ただし、保護者が納付した入園料が補助額を下回る場合は、納付した額を限度とする。

3. 預かり保育料補助金

区分	補助限度額
毎年4月1日以降に満3歳に達する子ども	「補助単価（日額）450円」×「預かり保育の利用日数」または「補助単価（月額）16,300円」を比較して低い金額。この場合において、預かり保育事業の提供が十分でないときは、補助単価（月額）16,300円を限度として、幼稚園型一時預かり事業の利用料に相当する額を補助額に加算できる。
幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園に受け入れられている0歳児から2歳児まで（3歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。）の子ども	補助単価（月額）42,000円

注1. 区長が保育の必要性があると確認した子どもに限る

注2. この表において「預かり保育事業の提供が十分でないとき」とは、私立幼稚園の平日の基本教育時間および預かり保育の提供時間が8時間未満または年間の預かり保育提供が200日未満であるときをいう。

4. 特定負担額補助金

支給基準	区 分	補助上限額		
		都補助	区補助	補助金合計
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯および区分②のうちひとり親世帯等	第1子	6,200円	8,100円	14,300円
	第2子	6,200円	8,100円	
	第3子以降	6,200円	8,100円	
②区市町村民税所得割非課税世帯および区分③のうちひとり親世帯等	第1子	3,200円	11,100円	14,300円
	第2子	6,200円	8,100円	
	第3子以降	6,200円	8,100円	
③当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円
	第2子	1,800円	12,500円	
	第3子以降	6,200円	8,100円	
④当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円
	第2子	1,800円	12,500円	
	第3子以降	5,600円	8,700円	
⑤当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円
	第2子	1,800円	12,500円	
	第3子以降	5,000円	9,300円	
⑥当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,301円以上の世帯	第1子	1,800円	12,500円	14,300円
	第2子	1,800円	12,500円	
	第3子以降	1,800円	12,500円	

注1. この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

注2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注3. この表において「第1子」とは、1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の子どもをいう。

注4. この表において「第2子・第3子以降」とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉を有する子どもとする。

注5. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

注6. 当該年度において、私立の特定教育・保育施設に在園する子どもの保護者が入園料補助金の交付を受けている場合にあつては、保護者補助金または特定負担額補助金を支給するにあたり、支給上限月額が月額の保育料を上回るときは、当該園等に支払った入園料から入園料補助金を減じて得た額を12で除して得た額（子どもが年度の途中で入園または退園する場合にあつては当該幼児が年度の4月1日以後に在籍していた月数で除して得た額）を、特定負担額補助金に加えることができる。

品川区長あて

品川区私立幼稚園等施設等利用給付請求書および 園児保護者負担軽減補助金交付申請書

私は、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱」第5条の規定に基づき、施設等利用費給付および園児保護者負担軽減補助金について、下記の通り請求・申請いたします。給付および補助金は下記の口座に振り込んでください。
ただし、品川区が認めた場合、施設等利用給付、保護者補助金または特定負担額補助金に関する請求・受領の権限を在籍園の設置者に委任します。
なお、給付金・補助金の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項

1. 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際の利用状況について、品川区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を品川区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を品川区が確認すること。
5. 交付額および支給額は、申請者が利用施設・事業に納付した利用料の合計額と品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および園児保護者負担軽減補助金交付要綱に定める各給付・補助金の基準に基づき算出した額とのいずれか低い金額とすること。

1. 申請対象の認定子ども（在園児）

フリガナ		幼稚園名	
氏名		入園日	年 月 日
生年月日	年 月 日		

2. 申請者（保護者兼口座名義人）

フリガナ		園児との続柄		〒	-
氏名		住所			
マイナンバー (年または 年1月1日時点で住民登録が品川区外にあった方のみ記入)					
連絡先	携帯電話:	自宅電話:			
振込口座					
金融機関	金融機関コード*			支店名	支店出張所
	銀行 信用金庫 信用組合				
預金種目	普通	口座番号			
口座名義（申請者のものに限る）※					

※申請者以外の名義の口座を指定する場合は、別途申請者から口座名義人への委任状が必要です。

3. 申請者以外の保護者（別世帯の場合でも、園児を扶養している場合はご記入ください。）

フリガナ		園児との続柄		〒	-
氏名		住所			
マイナンバー (年または 年1月1日時点で住民登録が品川区外にあった方のみ記入)					
連絡先	携帯電話:	自宅電話:			

(裏面もご記入ください)

区使用欄						
税確認	今年度	第 階層	第 子	日割り 月割り	受付 郵・窓	担当
	前年度	第 階層	第 子			
区民日		入園日		退園日		
入園料 No.		保育料 No.		預かり No.		

4. 世帯構成について（表面に記載している在園児および保護者以外を全員ご記入ください。）

児童からみた続柄	フリガナ		居住	生 年 月 日
	氏	名		
			同居・別居	年 月 日
			同居・別居	年 月 日
			同居・別居	年 月 日
			同居・別居	年 月 日
			同居・別居	年 月 日
			同居・別居	年 月 日

5. 以下の設問について、はいまたはいいえのいずれかにチェックを入れてください。

① 預かり保育の利用予定はありますか。（※1）	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
※1 預かり保育料に係る給付・補助を受けるには、事前に保育の認定を受ける必要があります。 また、在籍園以外の利用料の給付を受ける場合、「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金請求書」と「品川区特定子ども・子育て支援領収書 兼 提供証明書」のご提出を合わせてお願いいたします。		
② 同一世帯員に障害者手帳等（※2）の交付を受けた方はありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者 ⇒該当世帯であることを確認するため、障害者手帳等の写しのご提出を合わせてお願いいたします。		
③ ひとり親（※3）または寡婦（※4）に該当しますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
※3 現に婚姻していない者もしくは配偶者の生死が不明である者 ※4 納税者の夫と死別もしくは離婚した後結婚していない等の状況にある者 ⇒ひとり親であることを確認するため、戸籍謄本等の写しのご提出を合わせてお願いいたします。		
④ 年 から 年 の間に海外への居住歴はありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ (→⑥へ)	<input type="checkbox"/> はい (→⑤へ)
⑤ 海外居住時に収入はありましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
「いいえ」の方→無収入申告書をご提出ください。※下記QRコードよりダウンロード可能 「はい」の方→居住時の海外での収入証明書をご提出ください。※5 Ex)勤務先の収入証明書や海外で確定申告を行った場合はその写しなど。 ※5 保護者全員分の証明書が必要になります。それぞれ証明書をご提出ください。 また、日本語以外で発行された証明書については、 <u>日本語訳されたもの</u> を添付してください。		
⑥ 【4月～8月の階層判定】 年1月1日 品川区外に住民登録がある。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 以下に当時の居住自治体名をご記入ください
父 都・道・府・県 区・市・町・村 母 都・道・府・県 区・市・町・村		
⑦ 【9月～3月の階層判定】 年1月1日 品川区外に住民登録がある。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 以下に当時の居住自治体名をご記入ください
父 都・道・府・県 区・市・町・村 母 都・道・府・県 区・市・町・村		
★設問⑥または⑦で「はい」にチェックされた方は下記の書類の添付が必要です。 （ 年1月1日以降に海外から帰国された方は不要です。） ◎マイナンバーカードをお持ちの方⇒マイナンバーカードの写し（ <u>両面</u> ） ◎マイナンバーカードをお持ちでない方⇒通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し及び本人確認書類（※7）の写し ※6 顔写真付きのもの（運転免許証やパスポートなど）であれば1点で可。裏面記載ある場合は、裏面もコピーしてください。 顔写真付きのものをお持ちでない方は、2点ご準備ください。 Ex) 保険証とクレジットカード（キャッシュカード）の写しなど		

預かり保育料 No.	
---------------	--

記入日 年 月 日

品川区長あて

年度 品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金請求書
(私立幼稚園園児の在籍園以外の預かり保育事業等利用分の請求用)

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、品川区私立幼稚園等施設等利用給付および預かり保育料補助金の支給について、下記のとおり請求します。なお、審査にあたり、下記の事項に同意します。

- 同意事項**
1. 請求者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
 2. 預かり保育の利用状況について、品川区が対象施設に確認すること。
 3. 利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。
 4. 課税状況を品川区が確認すること。

1. 保護者（申請者兼請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄	
氏名		生年月日	年 月 日
現住所	〒		
	電話：	携帯電話：	

2. 認定子ども

認定種別(法第30条の4)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	不明な場合、空欄で構いません
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	
上記で、「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記入		年 月 日	

3. 幼稚園と併用した保育施設等（※1）について

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の給付を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：

4. 上記、認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援に要した費用を記入

利用年月	認可外保育施設等に支払った金額 ※2			特定子ども・子育て支援に 要した費用 (①+②+③の額)
	①	②	③	
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

※2 上記で記入した「施設に支払った金額」および「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

5. 特定子ども・子育て支援に要した費用に係る施設等利用費の請求について

請求対象月ごとに上記4の金額および特定子ども・子育て支援提供証明書に記された額の合計額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額とし、支給上限月額※3 と比して小さい額を請求金額とします。（他に区立保育園における一時保育の利用料について償還を受けている場合は、その額を差し引いた額とします。）

※3 支給上限月額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

様

品川区特定子ども・子育て支援領収書 兼 提供証明書

【 年 月 ～ 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄
	氏名		

認定 子ども	フリガナ		法第30条の4の認定種別	
	氏名		<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

特定子ども・子育て支援として
(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

保育提供月	保育提供日数	保育提供時間帯 (オアシスルームの場合は記入不要)	領収金額 (オアシスルームの場合は(A)のみ記入)		
			総計 (A+B)	利用料(保育料) (A)	保育料以外の金額(B)
月	日	: ~ :	円	円	円
月	日	: ~ :	円	円	円
月	日	: ~ :	円	円	円
月	日	: ~ :	円	円	円
月	日	: ~ :	円	円	円
月	日	: ~ :	円	円	円

- ※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。
- ※2 費用は「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額(保育料または利用料)」と「それ以外の領収金額【日用品、文房具、食材費等】」の額で分けて記入します。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、その利用料を領収したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	(印)
施設・事業所の名称	

〒

様

品川区長

対象園児 様 (年 月 日生)

年度 私立幼稚園等施設等利用給付支給および保護者補助金交付決定通知書

さきに申請がありました施設等利用給付および保護者補助金につきましては、下記の通り支給・交付決定したので通知します。

記

支給・交付決定額	前期	保護者補助金	4月～9月	
		施設等利用費支給	4月～9月	
	後期	保護者補助金	10月～3月	
		施設等利用費支給	10月～3月	
合計				

(振込日: 年 月 日)

支給・交付決定内容	
今回振込額	

【問い合わせ先】

〒

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等施設等利用給付(預かり保育)支給決定通知書

さきに申請がありました施設等利用給付につきましては、下記の通り支給決定したので通知します。

記

支給決定額	4月～9月	
	10月～3月	

(振込日: 年 月 日)

支給決定内容	
今回振込額	

【問い合わせ先】

〒

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	円
(振込日: 年 月 日)	
交付決定内容	
入園料	円

【問い合わせ先】

〒

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等預かり保育料補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	4月～9月	
	10月～3月	

(振込日: 年 月 日)

交付決定内容	
今回振込額	

【問い合わせ先】

〒

様

品川区長

対象園児 様 (年 月 日生)

年度 私立幼稚園等特定負担額補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	前期	特定負担額補助金	4月～9月	
	後期	特定負担額補助金	10月～3月	
	合計			

(振込日: 年 月 日)

交付決定内容	
今回振込額	

【問い合わせ先】

品川区長 あて

品川区私立幼稚園等施設等利用給付および 園児保護者負担軽減補助金代理受領申出書

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者または特定教育・保育の提供者として、品川区に居住している施設等利用給付認定子どもおよび教育・保育給付認定子どもの保護者に代わり、品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金を下記の通り代理受領方式による受領を申出します。

なお、品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金の審査及び支払にあたり、次の事項に同意します。

- ・施設の利用状況について、品川区が保護者に確認すること
- ・利用料の請求・支払状況について、品川区が保護者に確認すること
- ・品川区の調査・質問・要請等に応じること
- ・在園児童の保護者に対して、代理受領方式による受領とする旨を十分に説明し、同意を得ること

1. 申出者（私立幼稚園等設置者）

フリガナ		請求者の所属団体	
特定子供・子育て支援 提供者氏名（請求者）		請求者の役職名等	

2. 代理受領方式による受領を開始する幼稚園等

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称			電話：
フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の運営団体名			電話：

3. 代理受領方式による受領を行う時期

実施時期	年 月 から 年 月まで
------	--------------

様

品川区長

印

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および 園児保護者負担軽減補助金交付決定通知書

先に代理受領の申出があった 年度品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金
について、代理受領による支払を認め、下記のとおり決定された支給および交付額を通知します。

記

1. 交付額 ¥ _____

2. 交付決定期間 _____ 年 月分～ 年 月分

品川区長 様

**品川区私立幼稚園等施設等利用給付および
園児保護者負担軽減補助金請求書**

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者または特定教育・保育の提供者として、品川区に居住している施設等利用給付認定子ども及び教育・保育給付認定子どもの保護者に代わり、品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金を下記の通り請求します。

1. 請求者（私立幼稚園等設置者）

フリガナ		請求者の所属団体	
特定子供・子育て支援 提供者氏名（請求者）		請求者の役職名等	

2. 請求に係る私立幼稚園等

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称			電話：
フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の運営団体名			電話：

3. 請求額

請 求 金 額	円
---------	---

4. 請求額の内訳

別紙「品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金交付決定通知書請求金額内訳書」のとおり

5. 振込先

金融機関名	預 金 種 目	
支店	口 座 番 号	
出張所	口 座 名 義（カタカナ）	

※請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、区指定の委任状を提出してください。

様

品川区私立幼稚園等施設等利用給付支給および
園児保護者負担軽減補助金交付額確定通知書

年 月 日付第 号をもって交付決定した 年度品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金について、年 月 日に提出された実績報告書に基づき、支給および交付額を下記のとおり確定しましたので通知します。

支給および交付額確定の結果、不足となる金額について、下記のとおり追加交付額が確定しましたのであわせて通知します。

支給および交付額確定の結果、超過分となった額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、別添の納入通知書により納期限までに納入していただくこととなりましたので通知します。

記

1. 施設名

2. 決定期間 年 月分～ 年 月分

3. 決定額 ￥

4. 確定額 ￥

5. 追加支給および交付額 ￥

6. 返納額 ￥

第14号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

幼稚園名
所在地
設置者

印

品川区私立幼稚園等施設等利用給付および
園児保護者負担軽減補助金精算書

年度品川区私立幼稚園等施設等利用給付および園児保護者負担軽減補助金について、下記のとおり精算します。

記

対象期間	
対象経費	
既受領額	
精算額	
差引	

〒

様

品川区長

対象園児 様 (年 月 日生)

年度 品川区私立幼稚園等施設等利用給付および
園児保護者負担軽減補助金取消・変更交付決定通知書

さきに支給および交付決定をしました給付および補助金につきましては、下記の通り
取消または変更決定したので通知します。

記

取消・変更 決定内容	取消・変更月	取消・変更内容	取消・変更後 支給および交付額
	月分		
取消・変更決定額			

【問い合わせ先】